

2福監第10-3号
令和2年5月18日

請求人 様

福津市監査委員 灘谷 和徳
福津市監査委員 榎本 博

監査結果報告書

(郷づくり推進事業交付金について)

このことについて、福津市監査委員監査基準に基づいて監査を実施しましたので、次のとおり監査結果を報告します。

第1 請求の受付

1 請求人

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

2 請求書の提出

請求書の提出日（監査事務局受付日）は、令和2年3月23日である。

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張事実の要旨及び請求事項は次のとおりである。

（1）主張事実（要旨）

福津市長（郷づくり支援課）は、令和元年5月16日勝浦地域郷づくり推進協議会の平成30年度郷づくり推進事業交付金確定で、交付額7,969,000円・返還額0円で交付確定している。しかし、福祉タクシー補助、合計93,980円は事業の効果が特定の個人に帰属するため、福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱（交付要綱）に反する不当な支出である。

本件支出について、担当課は平成30年度より「市長が特別な事由があると認めるときはこの限りではない」の規定により承認を受けているので、不当な支出には当たらないと説明しているが、高齢者の交通手段の問題は勝浦地域だけではない。現在、コミュニティバスの路線変更等住民説明会まで行われている。補助金は市で全地域を対象に行うべきであり、勝浦地域のみ交付金（公金）で補助することは、全地域に不公平な支出であり、承認することが問題である。地域の自主財源で補助するよう指導するべきであり、タクシー補助の支出は交付要綱に違反する不当な支出である。

本件支出について令和元年12月4日に市に再質問をしたが説明できないとの回答があった。これは市も不当な支出であることを認めたものとする。

（2）請求事項（要旨）

市から勝浦郷づくり推進協議会に対し交付した、郷づくり推進事業交付金93,980円について返還措置を講じること

4 事実を証明する書面

- ・平成30年度郷づくり推進事業交付金額確定通知書
- ・平成30年度収支決算書（勝浦郷づくり推進協議会）
- ・支出伝票（福祉タクシー補助）
- ・勝浦地域郷づくり推進協議会における実施事業の承認について

- ・ 回答書
- ・ 再質問（上記「回答書」に対する文書）
- ・ ご連絡（回答をお断りする文書）

※添付された資料はすべて写しである。

5 請求の要件審査及び受理

令和2年3月24日に監査委員会議を開催し、本件請求については一部を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、同日本件請求を受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び着眼点

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- ・ 郷づくり支援課の交付金確定事務は適切に行われていたか？

また、本件監査における主な着眼点は以下の通りである。

- ・ 勝浦地域郷づくり推進協議会の福祉タクシー事業は交付要綱に反するか？
- ・ 市長による承認に有効性はあるか？
- ・ 市には交付金の返還を求めなければならない理由があるか？

2 監査対象部署

地域振興部 郷づくり支援課

(機構改革により、令和2年4月1日からまちづくり推進室。)

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設けるにあたって、陳述の希望を確認したが「希望しない」との回答であったため陳述会は設けていない。

4 関係人調査

令和2年3月25日31福監第53号文書により、市長に対して次の資料の提出を求めた。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①請求の趣旨に対する弁明書②弁明書の裏付けとなる資料③郷づくり推進事業交付金の交付額確定に係る資料 |
|---|

上記の弁明書は令和2年4月10日に提出された。弁明書の内容は要約すると以下通りである。

- ・ 請求人の指摘する勝浦地域郷づくり推進協議会（以下、協議会）が福祉タクシー助成事業（以下、本件事業）として支出した福祉タクシー補助金について、違法及び不当な点は存在しないものである。
- ・ 本件事業は令和元年5月8日付文書にもあるように、公共交通不便地域という勝浦地域特有の状況から生まれた福祉事業であり、要綱第2条第1項第4号の高齢社会対応事業に該当する。しかしながら、協議会からの令和元年5月8日付文書の中にもあるように、「事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業」の要素があることは否めない。そこで、実施機関は協議会からの承認申請を受け、本件事業の目的や内容を審査した結果、市長が特別な理由があると認め、交付金

の対象事業としている。

- ・本件事業は地域の実情や課題に応じた郷づくり推進事業の取り組みである。当該地域は公共交通手段が乏しく、高齢者の移動手段の確保が課題となっていることから、交通弱者の高齢者が地域で生活していくことを支援する事業として行われており、日中、自ら利用できる交通手段（自家用車等）がない70歳以上の方を対象としている。地域住民のニーズもあり、当該地域内の対象高齢者に等しくお知らせし、登録する機会を設けている。以上のことから、高齢者の移動手段を補助する本件事業を、市長が特別な事由があると認めることについて、違法及び不当な点は存在しない。

また、法第199条第8項に基づき、令和2年4月24日、本件についてまちづくり推進室長、同室共助共働推進担当参事、同室郷づくり支援係長に対して関係人調査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実の確認

① 郷づくり推進事業について

郷づくり推進事業は平成20年に施行された「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」の基本理念に基づいて行われている、地域住民や地域で活動する団体同士が互いに協力・連携し、地域の課題解決や魅力ある地域づくりに取り組む地域自治活動である。

地域自治の実現のため、市内に概ね小学校区を単位とした8つの郷づくり推進協議会を各地域の市民および事業者が設立し、市は各地域及び協議会を市政運営のパートナーとして、共働のまちづくりを進めている。なお、協議会は主に自治会、各種団体、ボランティア、事業所等で構成されている。

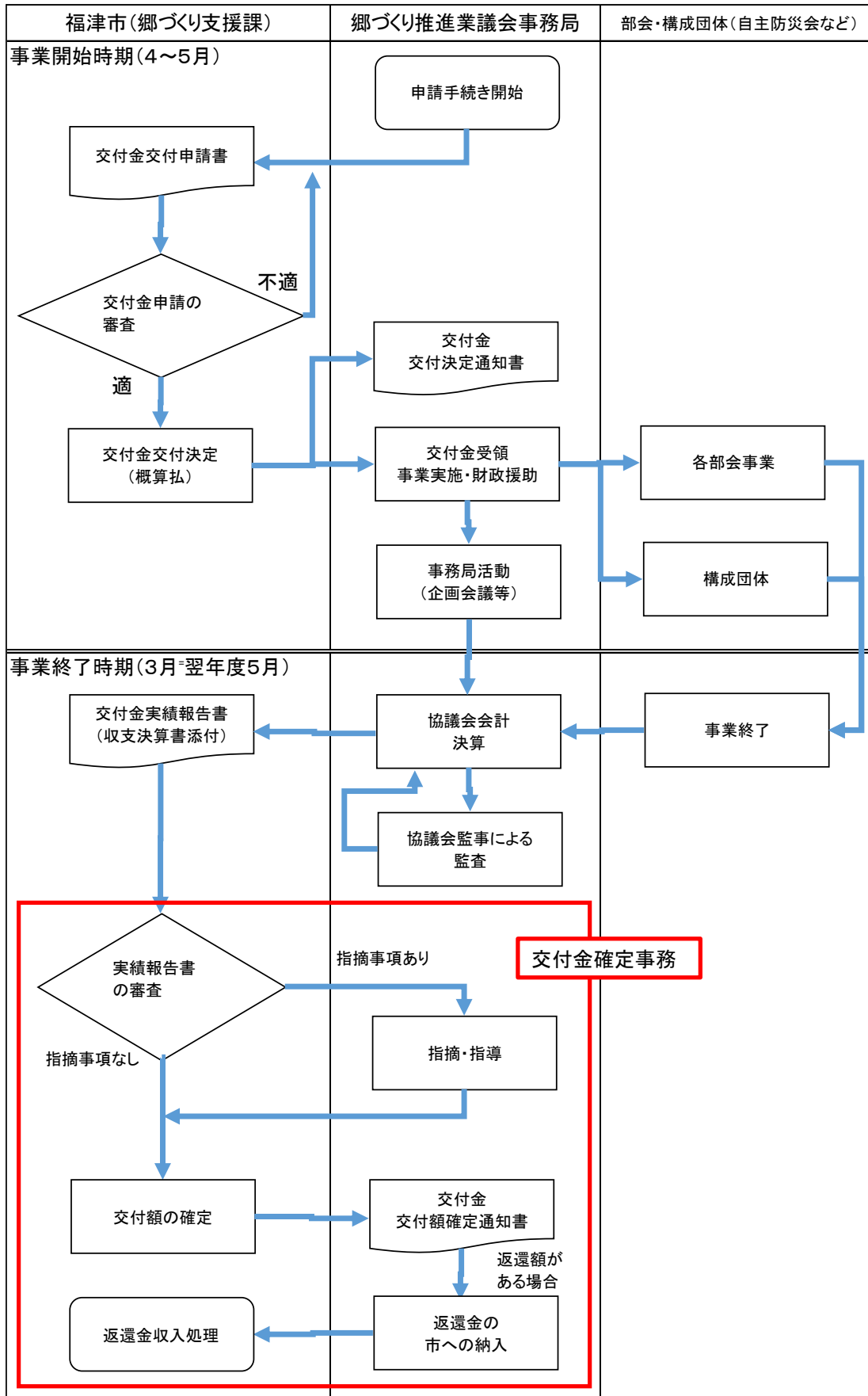
「福津市郷づくりの推進に関する規則」では郷づくり推進協議会は「広報配布・防犯灯管理・協議会運営」の基礎事業と、各地域の地域づくり計画に基づいて行われる「高齢社会対応・自主防災力向上・青少年育成・環境・防犯・交流」などの自主事業（地域づくり計画実践事業）を行うこととなっており、市は、郷づくり推進協議会の活動を尊重し、地域づくりに関する情報を共有し、郷づくり推進協議会への支援を積極的に行うこととされている。

② 郷づくり推進事業交付金（交付金）について

上記の郷づくりによる地域自治活動を推進するため、「福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱（交付要綱）」に定める基礎事業及び自主事業に対して郷づくり推進協議会に一括交付される交付金である。各郷づくり推進協議会はその事業内容と算定項目に照らし、各部会や各自治会に予算を配分することとなっている。この交付金は地域分権に対応する自治組織を育成し、自立した市民による豊かな地域社会の実現に資することを目的としたものである。

交付金の交付及び確定に係る事務の流れは次ページのフロー図の通りである。

○郷づくり推進事業交付金事務フロー



交付金の交付に当たっては、協議会が市に交付申請を行い、市は内容を審査したうえで概算払いとして交付金を協議会に交付することとなっている。

また、交付を受けた協議会は年度終了後45日以内に市に対して実績報告を行い、市は実績報告の内容を審査したうえで交付金額を確定することとなっているが、本件監査にかかる交付金については、令和元年4月24日に実績報告が市に提出され、市はこれを受けて実績報告の審査を行い、令和元年5月16日に「平成30年度郷づくり推進事業交付金額確定通知書（以下、確定通知書）」をもって協議会に交付金額の確定を通知した。この確定通知書において市が「協議会の事業が交付要綱に適合する」「交付した交付金に返還額はない」と判断したことが確認できる。

なお、交付要綱第9条では協議会による余剰金の繰り越しを一定の範囲内で認めており、繰越額の上限は「福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱の運用について（平成31年訓令第3号）」によると1,000,000円となっている。

③交付金の対象事業について

交付金の交付対象事業については、交付要綱第2条第1項において以下の通りと定められている。

- (1) 自治活動推進事業
- (2) 防犯灯管理事業
- (3) 協議会運営事業
- (4) 高齢社会対応事業
- (5) 自主防災力向上事業
- (6) 青少年育成事業
- (7) 環境、防犯、住民交流事業
(令和2年4月1日に「交流事業」を「住民交流事業」に改正)
- (8) 広報紙配布業務

また、交付要綱第2条第2項では交付対象外の事業について以下のように定めている。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (2) 専ら営利のみを目的とする事業
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業

④勝浦地域郷づくり推進協議会について

勝浦地域郷づくり推進協議会は勝浦小学校校区に存在する6つの行政区を構成地域としており、地域内の住民・事業所の勤務者を会員として構成されている。

勝浦地域は福津市にある8つの郷づくり地域の中で最も人口が少なく、令和2年3月末時点の住民基本台帳人口は1,096人となっている（同日付の福津市の人口は66,452人である）。また、65歳以上の人口が占める割合を表す高齢化率も42.2%と8つの郷づくり地域の中で最も高く（福津市平均は27.7%）、過疎化・高齢化はこの地域にとって大きな課題となっている。

⑤勝浦地域における公共交通の状況について

勝浦地域は福津市の北部に位置することもあり、福津市の交通結節点であるJR福間駅からは最も離れている。（下図参照）



各郷づくり推進協議会の拠点からＪＲ福間駅までバスを使用して移動した場合の時間・運賃・本数は以下の通りである。

地区	運行会社等	乗車バス停	運賃	所要時間 (最短)	本数 (平日)	備考
勝浦	西鉄バス宗像	勝浦局前	430円	23分	8	
津屋崎	西鉄バス	津屋崎	240円	12分	44	
宮司	西鉄バス	宮地嶽神社	170円	7分	49	
福間	西鉄バス	福間局前	170円	2分	65	
福間南	ＪＲ九州バス	福間南小学校西	170円	1分	52	ＪＲ福間駅まで徒歩10分圏内
神興	西鉄バス	東福間	170円	7分	39	ＪＲ東福間駅まで徒歩10分圏内
神興東	西鉄バス	東福間	170円	7分	39	ＪＲ東福間駅まで徒歩10分圏内
上西郷	宮若市 コミュニティバス	内殿	200円	12分	5	R1.10.1からＪＲ九州バスに代わって運行

⑥協議会による福祉タクシー補助事業について

上記のような事情を鑑み、協議会は健康・福祉部会の事業として高齢者に対するタクシー代金の補助を行っている。

助成内容はタクシー乗車料金の一部（640円）について月2回を上限として補助するものであり、補助を希望する高齢者は事前登録を行う必要がある。平成30年度において事前登録者数は51人であり、そのうち16人が実際に利用していた。

年間の補助総額は約10万円を見込んでおり、平成30年度の支出額は93,980円となっている。

この事業については交付要綱第2条第2項で交付金対象外とされている「事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業」に該当するおそれがあることを踏まえ、協議会から市に対して事業についての交付金対象事業としての承認を求めており、市はこれを認めている。

2 請求人が主張する事実の検証

①「福祉タクシー補助、合計93,980円は事業の効果が特定の個人に帰属するため、福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱（交付要綱）に反する不当な支出である。」との主張について

この事業の効果が特定の個人に帰属する可能性があることは協議会および担当課も認めているところである。しかしながら、交付要綱第2条第2項では「市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。」として例外を認めている。本件支出は承認手続きによってこの例外に該当することを確認しており、交付要綱に反したものとは言えない。承認手続きの是非については③において後述する。

- ②「高齢者の交通手段の問題は勝浦地域だけではない。補助金は市で全地域を対象に行うべきであり、勝浦地域のみ交付金（公金）で補助することは、全地域に不公平な支出である。」との主張について

高齢者の交通手段の問題については福津市内でも地域ごとの差が大きく、全市一律での補助を行うより、地域の実情に応じた施策を行うほうが効率が良い。

また、「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」及び「福津市郷づくりの推進に関する規則」をみると、郷づくり推進事業の目的は「地域自治の推進」「地域の実情に応じた課題解決」であり、本件事業は人口の減少・高齢化・公共交通手段の乏しさという勝浦地域特有の課題に対応するものである。

その点を踏まえると、本件事業は交付金の範囲で実施されているものであり、交付金の用途については協議会においてある程度の裁量が認められると考えられることから、公平性を欠いた支出とは言い難い。

- ③「平成30年度より「市長が特別な事由があると認めるときはこの限りではない」の規定により承認を受けているので、不当な支出には当たらないと説明しているが、承認することに問題がある。」との主張について

担当課はこのことについて「本件事業は地域の実情や課題に応じた郷づくり推進事業の取り組みである。当該地域は公共交通手段が乏しく、高齢者の移動手段の確保が課題となっていることから、交通弱者の高齢者が地域で生活していくことを支援する事業として行われており、日中、自ら利用できる交通手段（自家用車等）がない70歳以上の方を対象としている。地域住民のニーズもあり、当該地域内の対象高齢者に等しくお知らせし、登録する機会を設けている。」との理由から、市長による承認に違法及び不当な点はないと弁明している。

本件事業については対象を「自ら利用できる交通手段がない70歳以上の高齢者」としており、その事業対象は限定的ではあるが、事業目的は交付要綱第2条第1項第4号に規定される「高齢社会対応事業」の目的には合致しているものと言える。

また、助成利用にあたっての事前登録についても対象年齢の地域内住民であれば誰でも登録可能であることから、機会均等という側面で考えると公平性は担保されているものと考えられる。

以上の点を踏まえると、本件事業における市長による承認については不当と考えられる部分は存在しない。

- ④「地域の自主財源で補助するよう指導するべきであり、タクシー補助の支出は交付要綱に違反する不当な支出である。」との主張について

請求人のこの主張は上記の①～③の主張に基づくものであるが、上記のとおりそれぞれの主張に理由はなく、この主張についても認められるものではない。

3 監査委員の判断

以上の事実の検証により、本件監査における請求事項「市から勝浦郷づくり推進協議議会に対し交付した、郷づくり推進事業交付金93,980円について返還措置を講じること」については、請求人の主張に合理的な理由はないものと判断し、本件請求を棄却する。